

65歳以上の人(60～64歳の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等を含む)の場合

予防接種の期間等

- 町立厚岸病院 / 令和4年10月24日(月)から令和5年1月31日(火)まで
町立厚岸病院：予約制(月から金) ☎ 52-3145
- 田中医院 / 令和4年10月11日(火)から令和5年1月31日(火)まで
田中医院：直接お問い合わせください(月から土) ☎ 52-7155
- 町外医療機関(下の表のとおり) / 令和4年10月17日(月)から令和5年1月31日(火)まで

手続き

- ①事前に希望する医療機関に予約の有無等を確認する
 - ②住所と年齢がわかるもの(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード、60から64歳の人は身体障害者手帳等)を提示し、接種後、医療機関に直接1,100円を支払う
- 【以上で終了、手続きは不要です】
- ※生活保護を受給している人は、
- ①無料の接種券を交付しますので、必ず事前に健康推進係に申し出てください
 - ②接種当日は、接種券を医療機関に提出してください



【65歳以上の人(60～64歳の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等を含む)の町外医療機関】

医療機関	電話番号	医療機関	電話番号
医療法人社団美生会釧路第一病院	0154-51-2121	依田内科医院	0154-36-1283
間宮泌尿器科	0154-55-6666	医療法人社団エタニティ芦野クリニック	0154-38-1233
医療法人社団東綸会さい内科クリニック	0154-53-5071	医療法人社団ふみぞの松田皮膚科	0154-38-5160
医療法人アユチあゆち眼科クリニック	0154-51-2777	医療法人社団山本クリニック	0154-39-3101
医療法人社団ちば内科クリニック	0154-64-6650	医療法人社団敬愛会白樺台病院	0154-91-6311
医療法人社団林田クリニック	0154-24-7173	道東勤医協桜ヶ岡医院	0154-91-7111
うしき整形外科クリニック	0154-22-4734	医療法人社団香寿会柴田内科医院	0154-41-5221
医療法人社団功仁会足立皮膚科美容外科クリニック	0154-23-8136	医療法人社団あさひ会あさの皮フ科クリニック春採分院	0154-46-4112
医療法人扶恵会釧路中央病院	0154-31-2111	市立釧路総合病院	0154-41-6121
総合病院釧路赤十字病院	0154-22-7171	医療法人社団ふくしま医院	0154-41-8666
医療法人社団明眸会カケハシ眼科内科	0154-22-3151	社会医療法人孝仁会新しくしろクリニック	0154-37-6333
医療法人東北海道病院	0154-23-3425	医療法人社団智美会吉川メディカルクリニック	0154-39-0777
医療法人社団エクジスタン中田内科医院	0154-22-3100	医療法人社団おひさまクリニック	0154-38-0005
新橋なかやクリニック	0154-22-3939	医療法人社団信診連遠矢クリニック	0154-40-5111
医療法人社団新橋肛門科クリニック	0154-25-3535	社会福祉法人扶躬会鶴の園クリニック	0154-66-1717
独立行政法人労働者健康安全機構釧路労災病院	0154-22-7191	やひろクリニック	0154-65-8086
道東勤医協釧路協立病院	0154-24-6811	浜中町立浜中診療所	0153-62-2233
道東勤医協協立すこやかクリニック	0154-24-8405	ひろせクリニック	0154-64-6315
医療法人社団琴清会すどう内科クリニック	0154-21-8222	釧路こうわクリニック	0154-64-1207
医療法人社団功仁会釧路皮膚科クリニック	0154-37-6120	釧路ひがし耳鼻咽喉科	0154-46-8133



インフルエンザ予防接種と 新型コロナウイルスワクチンのお知らせ

高齢者と子どものインフルエンザ予防接種費用を 助成します

●問い合わせ／健康推進係 ☎ 53-3333

町では、生後6カ月から18歳(高校3年生相当)までのお子さんと、65歳以上の人・60歳以上65歳未満の人で心臓、腎臓、呼吸器に重い障がいがある人で接種を希望する町民を対象に、接種費用を助成(1回の接種につき自己負担額1,100円)します。

子ども(生後6カ月～18歳(高校3年生相当)の人)の場合

対象となる予防接種

- ▷接種日現在、厚岸町民である、生後6カ月から18歳(高校3年生相当)までの人
- ▷令和4年4月1日から令和5年3月31日までに接種したインフルエンザ予防接種
- ▷医療機関の指定はありません。町内外いずれの医療機関でも助成の対象となりますが、町内・町外により手続きが異なります

町内医療機関で接種する場合

- ①住所と年齢がわかるもの(健康保険証、マイナンバーカード、子ども医療費受給者証等)を提示し、町民であることを確認してもらう
 - ②接種後、医療機関に直接1,100円を支払う
- 【以上で終了、手続きは不要です】



町外医療機関で接種する場合

- ①接種後、医療機関に接種費用の全額を支払う
 - ②次の書類をそろえ、令和5年3月31日までに健康推進係に申請する
 - ▷領収証
 - ▷母子健康手帳または診療明細書など、インフルエンザ予防接種を受けたことが分かるもの
 - ▷振込先口座の通帳
 - ③後日、接種1回につき1,100円を差し引いた額を指定の口座に振り込みます
- ※生活保護を受給している人は、町内外いずれの医療機関で接種した場合でも全額を助成しますので、領収証等を保管し、健康推進係に申請してください

早めのインフルエンザ予防接種をお勧めします

インフルエンザワクチンは接種してから約2週間で免疫ができ、約5カ月間持続するといわれていますので、インフルエンザ流行前の10月から12月中旬までにワクチンの接種をしましょう。

